

令和 3 年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」公募要領
アジア高等教育共同体（仮称）形成促進 ～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2021

Support for promoting the establishment of
Asian Higher Education Community

令和 3 年 5 月
文部科学省



MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目 次

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的.....	1	(3) 成果の発信・普及	12
2. プログラムについて	2	(4) その他	12
(1) 申請対象となる事業.....	2	7. 申請書等の提出方法	13
(2) 選定件数	6	(1) 提出方法	13
(3) 補助期間	7	(2) 留意事項	13
(4) 事業規模	7	8. 補助金の交付等.....	13
3. 申請資格・要件等	7	(1) 補助金の交付	13
(1) 申請者等	7	(2) 補助金の執行に関する留意事項	14
(2) 申請可能件数	7	(3) 補助金における不正等への対応	14
(3) 申請資格	8	9. その他	15
(4) 申請要件	9	(1) 学生等の安全確保	15
4. 申請書の作成	10	(2) 事業情報の公表等	15
(1) 申請書等	10	(1) 問合せ先	16
(2) 指標の設定	10	(2) スケジュール	16
(3) 資金計画	11	(別添1：事業一覧)	17
(4) その他	11	(別添2：申請制限対象プログラム) .	18
5. 選定方法等.....	11	(別添3：経費の用途可能範囲)	19
(1) 審査について	11	(別添4：ASEAN+3の枠組みにおいて策定 される関連のガイドライン)	21
(2) 委員会による意見.....	12	(別添5：留学生の学修履歴のための成績 証明書および補足資料に関するガイドライ ン)	24
6. 事業の実施と評価等	12	(別添6：Joint Application Form) 添 付省略	
(1) 実施体制	12		
(2) 事業の評価等	12		

令和3年度大学教育再生戦略推進費¹

「大学の世界展開力強化事業」公募要領 アジア高等教育共同体（仮称）形成促進 -

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT

Support for promoting the establishment of Asian Higher Education Community

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的

国境を越えた大学間競争が激化する一方で、大学間の国際的な連携・協力や、高等教育システムの調和を基礎とした国際協力も進展しています。

既に人類が抱える課題は国境を越えたものとなっており、学術研究を継承・発展させ、人類普遍の価値を常に生み出し提供し続ける高等教育を維持・発展させるためには、課題解決等に協力して当たるための人的、物的資源の共有化による「共創」「協創」という考え方が一層重要となっています。

大学の世界展開力強化事業では、平成23年度の事業開始以来、アジア諸国、米国、ロシア、インド、欧州及び中南米、トルコ等と、対象とする国・地域を毎年増やしていき、昨年度はアフリカ諸国を新たに対象とすることで、地球規模における大学・学生間交流を通じ、国際的な高等教育のネットワークを強固にしていきました。

このような中であって、特に我が国にとって近隣国である中国と韓国との日中韓三カ国の間では、政府間合意に基づく質の保証を伴った大学間交流事業、いわゆるキャンパス・アジア事業を平成23年度からパイロットプログラム（第1モード）として開始し、平成28年度からの本格実施（第2モード）においても、大学の世界展開力強化事業において財政支援を継続的に実施し、強固な国際交流に努めています。

この間、令和元年9月の第7回日中韓大学間交流・連携推進会議においては、キャンパス・アジアを他のアジアの国・地域へ拡大し、アジア全域で質の保証を伴った大学間交流を活発化させるため、アジア地域の共同体を意味する「Asia for All」（仮称）という理念を我が国から提案し、その重要性について合意がなされるとともに、令和2年1月の第3回日中韓教育大臣会合においても質保証の重要性を認識しつつ、キャンパス・アジア拡大スキームの理念及び大枠の方向性について歓迎されたところです。

そして、我が国の高等教育機関等における外国人留学生の受け入れ数は、アジア諸国・地域の出身学生が多数を占めるとともに、海外の大学等に在籍する日本人留学生においても地域別ではアジアが最も多く、我が国とアジアの大学間の学生交流の重要性は極めて高いものと位置づけています。

こうした背景から、令和3年度予算においては、日中韓という東アジアの主要三カ国が他のアジア諸国・地域と協調しながら、相互理解や将来にわたる友好関係の基盤となる教育・文化交流を促進するとともに、アジア地域全体の経済発展や外交・安全保障に対する貢献、ひいてはアジアの平和的発展も視野に入れ、アジア諸国における大学間国際ネットワークを背景とした高等教育共同体の形成を目的として、我が国とアジア諸国の大学の連携による質の保証を伴った教育研究プログラムを実施する事業に対して、重点的に財政支援を行います。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を越えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金。

2. プログラムについて

(1) 申請対象となる事業

本プログラムにおける公募は、日中韓三カ国が合意したキャンパス・アジア「以下(CA)」という。」及びキャンパス・アジアプラス「以下(CAプラス)」という。」の基本的な枠組み()を踏まえた、以下の取組を実施する事業を対象とします。また、日中韓三カ国が合意したCAを基本にASEANを中心とした他のアジアへの拡大という趣旨を踏まえれば、CAプラスが推奨されますが、第2モードにおけるグッドプラクティス等を参考に発展的なプログラムを提供する場合において、CAへの申請を可能とします。

また、日中韓三カ国による協議の結果、事業の発展的な継続性の観点から、第2モードのコンソーシアムを、一定数、継続して採択することを決定しています。

一方で、本公募においては、第2モードまでのCAの成果の横展開の強化を目的に、これまで「大学の世界展開力強化事業」に採択経験のない大学における大学全体の国際化展開の起爆剤となるような取組を積極的に支援すること、第1・2モードの採択経験がある大学がCAに取組む場合は、第1・2モードの採択経験がない大学との連携を要件とすることとします。

【タイプA：継続コンソーシアム(平成28年度大学の世界展開力強化事業タイプA- またはA-対象)】

(タイプA : CAプラスプログラム)(推奨)

日中韓三カ国にASEAN(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。以下同じ。)の大学を加えた四カ国・地域以上の大学間コンソーシアムを指します。

(タイプA : CAプログラム)

既に日中韓三カ国の連携大学間で実施している大学コンソーシアムを継続するのではなく、これまでの取組を基に発展的なプログラムを提供する場合において認められます。

なお、CAに申請する場合、他大学(第1・2モードにおいて採択された大学を除く。)との連携による国内2大学以上の構想となっていることを要件とします。

【タイプB：新規コンソーシアム】

(タイプB : CAプラスプログラム)(推奨)

日中韓三カ国にASEANの大学を加えた四カ国・地域以上の大学間コンソーシアム(タイプAのコンソーシアムを除く)を指します。

(タイプB : CAプログラム)

日中韓三カ国による大学コンソーシアムを指します。(ただし、第2モードまでのグッドプラクティスを参考に発展的なプログラムを提供する場合において認められます。)

なお、第1・2モードにおいて採択された大学が申請する場合、他大学(第1・2モードにおいて採択された大学を除く。)との連携による国内2大学以上の構想となっていることを要件とします。

本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

キャンパス・アジアプラス（CAプラス）の基本的枠組み

参加国及び大学：日本、中国及び韓国その他、ASEANの大学。

レベル：学部レベル、大学院レベル

交流プログラムの概要：分野は問わない。大学院レベルではジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーを実施する交流が推奨される。

交流期間：3ヶ月以上の交流が推奨される。

学生規模：相互利益の原則に基づき、参加国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う。

学生支援：交流に関しては授業料の相互免除を原則行う他、以下の支援を行うことが推奨される。なお、奨学金については、1事業につき年間10人の参加学生に対し、支援を行うことが推奨される。

（受入国の負担）滞在費（宿舍費）

（派遣国の負担）奨学金、学生の渡航費

ただし、ASEANの大学については、財政状況を考慮し、コンソーシアム独自の覚書の締結によって、例外が認められる。

質保証：3国の質保証機関による質保証に関する取組を実施する。「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン(*)」を参照する。

キャンパス・アジア（CA）の基本的枠組み

参加国：日本、中国及び韓国

レベル：学部レベル、大学院レベル

交流プログラムの概要：分野は問わない。大学院レベルではジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーを実施する交流が推奨される。

交流期間：3ヶ月以上の交流が推奨される。

学生規模：相互利益の原則に基づき、参加国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う。

学生支援：交流に関しては授業料の相互免除を原則行う他、以下の支援を行うことが推奨される。なお、奨学金については、1事業につき年間10人の参加学生に対し、支援を行うことが推奨される。

（受入国の負担）滞在費（宿舍費）

（派遣国の負担）奨学金、学生の渡航費

質保証：3国の質保証機関による質保証に関する取組を実施する。「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン(*)」を参照する。

* https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1303468.htm

遵守事項

国内の大学と連携して申請する場合は、その連携大学における取組状況も審査の対象となります。

(タイプA・B共通)

以下の取組を遵守するようにしてください。

各大学の中長期的なビジョンのもと、我が国と連携相手国の大学間において、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進するプログラムであること。

プログラムの実施により、例えば以下のような単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。

- 高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
- 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- 学修成果や教育内容の可視化

将来の日・アジア関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムであること。

本事業は、プログラムを実施する学部等のみならず、全学的な協力体制の下でプログラムを構築すること。

申請大学(国内連携大学含む)が、これまでに「大学の世界展開力強化事業」に採択されていない場合、本事業が申請大学組織全体に与えるインパクトについて、具体的かつ客観的・計画的に示されていること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の取組を遵守するようにしてください。ただし、コロナウイルス終息後を見据え、渡航を伴う交流についても計画を立てるようにしてください。

初年度(令和3年度)については、交流相手先国・地域の感染状況を踏まえ、渡航を伴う学生交流プログラムを実施するか慎重に検討すること。(渡航を伴う交流プログラムの実施に備え、かつ、新型コロナウイルス感染症を原因とする渡航制限という状況下であっても交流機会を確保することを念頭に、自国にてオンライン²で交流プログラムや準備教育を行うことは構いません。)

学生の渡航を伴う交流プログラムの実施を判断する場合には、外務省及び各国の渡航制限並びに入国後の行動制限等を踏まえた各大学の方針に則り行うこと。

教職員についても渡航する場合は、外務省や各国の渡航制限情報、入国後の行動制限情報に十分留意すること。

入国後、一定期間、隔離措置が講じられることを前提に、当該環境でも継続的に事業が進められるような交流プログラムとするとともに、学生の心身のケアに最大限の注意を払うこと。

初年度に限らず、オンラインによる交流を有効活用し、交流プログラムを停滞させないだけでなく、プログラムの効果を増大させるよう留意すること。

(タイプA)

第2モードまでに準備を進めてきている参加学生の同窓会ネットワークについて、CAプラスや発展的なCAの交流プログラムにおいても活用する計画となっていること。

第2モードまでの成果や実績(例:学生交流プログラムを一部局の取組から全学へ拡大、中国や韓国の大学との合同教授会の実施や共同カリキュラムの構築による教務システムの改革等)を広く社会に対して情報発信していること。

(タイプB)

² 大学設置基準第25条第2項において規定する「多様なメディア」等を活用した、対面でなくても授業やプログラムの実施が可能な状態を指す。

新規コンソーシアムであっても、初年度（令和3年度）から海外連携大学との間で学生交流を開始することが望ましいが、遅くとも事業2年度目（令和4年度）から、学生交流を始められるよう準備すること。

（タイプA・B 共通）

- ASEAN+3の枠組みにおいて策定される関連のガイドライン（学生交流と流動性に関するガイドライン（別添4）及び留学生の学修履歴のための成績証明書および補足資料に関するガイドライン（別添5））に基づく学生交流を実施すること（海外の連携大学にもガイドラインに基づいた取組になるように促すこと）。特に、AACSB(Asian Academic Credits)、UCTS(UMAP Credit Transfer Scheme)などのように、国際的に認知された単位認定の考え方に準拠することが望ましい。ただし、本公募要領の内容と異なる記載については、本公募要領における定めが優先される。

留意・推奨事項

国内の大学と連携して申請する場合は、その連携大学における取組状況も審査の対象となります。

（タイプA・B共通）

申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム（事業計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動）を計画することが求められます。

参加する学生は、日本との2国間交流だけでなく、すべての連携相手国の大学で学ぶことが推奨される。

透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築など）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。

交流プログラムを実施するに当たり、単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。

短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流、オンラインを活用した教育まで様々な形態の交流を見据え、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的な交流プログラムの構成となること。

オンラインを活用した教育プログラムによる、国際交流経験者の増加、新たな留学生層や長期交流者掘り起こしの工夫が計画されていること。実渡航による交流（交流期間は3ヶ月以上を推奨）が本事業の基盤であることに留意しつつ、実渡航による交流に「オンライン教育の特性を最大限に活かした教育（）」を組み合わせたBlended/Hybrid教育プログラムの構築により、留学の効果を高めることが望ましい。

例

- ・オンラインであっても、グローバルな交流・学修や、世界水準、最新研究・情報をもとにした教育指導（フィードバック）が日常化された教育環境。
- ・国境を越えた教員間で計画・構造化された教育プログラムによる教育進捗の可視化と日常的な効果検証がなされる仕組の構築。
- ・1対1にとどまらず、1対多国間など様々な形態の交流。

オンラインを活用した教育プログラムの構築にあたっては、設計段階から教育の質の保証の観点に十分に留意し、当該教育プログラムの到達目標に対して教育効果を客観的に説明でき

るものとなっていること。

ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーを設計する場合には、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月）を踏まえたものとなっていること。

優秀な外国人材や留学生の獲得と学習成果の可視化を推進するためのインフラとして、成績証明書類等の電子化に取り組むことが望ましい。

必要に応じて地域の企業・経済団体、自治体等とプログラム構築等において連携・協力し、学生の派遣・受入に当たってはインターンシップ等の機会を提供する教育交流プログラムであること。

本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制の整備を図ること。

海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。

中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。

事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が具体的に示されていること。

補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。

資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

本事業の達成目標について、次の事項に留意することが求められます。

国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。また、プログラムの社会的・国際的通用性を示すものとなっていること。

目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとする人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。

特に継続コンソーシアムの目標設定について、各大学のこれまでの実績（国際交流プログラムの効果及び参加卒業生の進路等）をエビデンスとして、その成果やギャップをもとに設定されることが望まれる。

(2) 選定件数

タイプA・Bあわせて20件程度。(以下のイメージ図を参照。)

ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整することがあります。

		選定件数
タイプA(継続コンソーシアム)	A (CAプラス)	10件程度
	A (CA)	
タイプB(新規コンソーシアム)	B (CAプラス)	10件程度(合計)
	B (CA)	

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) 事業規模

補助金基準額： タイプA またはB 年間 1,580万円

タイプA またはB 年間 1,300万円

補助事業上限額： 設定しません。

事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。

- ② 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は原則として、自己負担となります。

次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムの補助金配分額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実現を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

対象機関

我が国の国公私立大学³を対象とします。

事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

タイプA：各継続コンソーシアムにつき、か のいずれか1件です。

タイプB：1大学につき、か のいずれか1件です。

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）

また、タイプA、タイプBともに、代表大学（又は国内連携大学）で申請する場合には、他のコンソーシアムの国内連携大学（又は代表大学）として申請することはできません。（継続コンソーシアムの代表大学を除く。）

（3）申請資格

以下のいずれかに該当する大学（大学院を含む。以下本項において同じ。）は、本プログラムに申請できません（連携して事業を行う機関も対象です。）。

（組織運営関係）

- ） 学生募集停止中の大学
- ） 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- ） 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和3年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程全体
収容定員充足率	70%

専門職学位課程、修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は対象外

- ） 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- ） 再推費におけるプログラムのうち令和2年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- ） 再推費におけるプログラムのうち令和2年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

（設置関係）

- ） 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- ） 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ） 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和 / 設置する学部の入学定員の和）が、下記の表1に掲げる平成30年度から令和3年度の平均入学定員超過率又は令和3年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- ） 設置する学部のうち、下記次の表1に掲げる平成30年度から令和3年度の平均入学定員超過率又は令和3年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表1)

区分	大学			
	4,000人以上			4,000人未満
大学規模 (収容定員)				
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人 未満	
平成30年度 ～令和3年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和3年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える
「令和3年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替(以下「追試験等」という。)を行った場合には、令和3年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

(4) 申請要件

本プログラムへの申請を希望する大学及び連携して事業を行う機関となる大学(以下「大学」という。)は、以下に掲げる内容を、全学(については専攻科、別科、研究所、センター等を、～については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。)において申請時に達成しているか、中間評価実施年度末(令和6年3月)までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、申請の要件は申請時において達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金の減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

(教育改革関係)

-) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
-) 全授業科目において授業計画(シラバス)が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
-) CAP制⁴の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること(CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること)。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
-) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が実施されていること(各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること)。

⁴ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

- ） 成績評価において、GPA制度⁵などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- ） 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

（設置関係）

- ） 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」（平成30年度まで）または「指摘事項（是正）」（令和元年度から）が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

（プログラム関係）

- ） 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要がない特別な理由がある場合はその限りではない。）。

4. 申請書の作成

（1）申請書等

「令和3年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（2）指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

加えて、計画に基づき必要な任意指標（事業のアクティビティ、アウトプット及び得られるアウトカムを数値化した指標）を可能な範囲で設定してください。

（タイプA・B共通）

- 本事業計画における日本人学生の派遣数（単位取得の有無や交流期間、学部・大学院生の別）
- 本事業計画における外国人学生の受入数（単位取得の有無や交流期間、学部・大学院生の別）
- 本事業計画における一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数

（タイプA）

第2モードまでの間に準備を進めてきた同窓会ネットワークへの参加者数
上記 ~ 以外で、第2モードまでの実績と比較して発展的な内容となっていることを示す指標

- 例）・人材育成目標に照らした指標（プログラム参加者の進路等）
- ・国際交流プログラムの効果測定による達成目標指標
- ・英語以外（上記タイプA・B共通 以外）の交流国言語の修得に関する指標

学生の派遣・受入数として「実際に渡航する学生」「自国にて国際教育・交流プログラムをオ

⁵ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

ンラインで受講する学生」「実渡航とオンライン受講を行う学生」の数をそれぞれ設定してください。

(3) 資金計画

再掲となりますが、事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ② 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等(補助金以外に大学独自の奨学金等を確保する等)を明確にしてください。

補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムにおける補助金の配分額については、少なくとも毎年度10%逓減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査について

本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)」において行います。

審査は、提出された申請書等による「書面審査」を委員会にて行った後、日中韓大学間交流・連携推進会議における書面等協議によって、事業を実施する大学を含むコンソーシアムを決定します。文部科学省はこの決定に基づき、選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「令和3年度大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。

本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、大学の世界展開力強化事業の採択実績のない大学の参加を促す観点も踏まえた審査を行います。()

選定結果の通知は9月頃に行う予定です。

背景・趣旨

大学の世界展開力強化事業は、投入される国費を活用することで、これまでの大学独自の取組の中では困難であった、革新的・先導的な大学間交流や教育研究プログラムの構築が促進されるなど、スタート・アップ支援の側面があります。

一方で本事業は、平成23年度の開始から今年で11年目を迎える中、国際に係る高等教育全体の質的向上が進行していることを前提として、採択大学の多様化により事業が狙う取組・効果の全国展開をより図っていく必要があります。

このため今年度は、大学・学生間交流プログラムが適切に計画・準備されていることを前提としつつ、更なる競争的環境を整備し、審査を行うこととします。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

事業は全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。

事業の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 事業の評価等

事業については、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。

- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和5年度に、事後評価は補助期間終了後の令和8年度にそれぞれ実施する予定です。

フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。

フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。

中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

(4) その他

選定された大学は、事業の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性や達成状況などの事業の進捗状況を把握するため、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備していただきます。

選定された大学は、外国人学生の受入れに当たり、当該学生との関係を留学後も適切に継

続いていくことが重要であることから、各大学において卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。

7. 申請書等の提出方法

(1) 提出方法

「令和3年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、令和3年6月24日（木）から6月25日（金）午後6時まで（P）に独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

本プログラムへの申請と併せて、別途コンソーシアムを形成する各国の各大学から各国それぞれが定める提出先（日本における提出先は日本学術振興会）に申請することが必要になりますので、コンソーシアムを形成する大学と協議の上、英文による所定の書類（別添6「Joint Application Form for the CAMPUS Asia Plus/CAMPUS Asia」）を提出してください。

(2) 留意事項

提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。

申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。

提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。

選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。

事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト（http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm）を参照してください。

別添の計画調書と別添に基づく様式（Joint Application Form for the CAMPUS Asia Plus/CAMPUS Asia）との間で齟齬のないように留意してください（万一齟齬のある場合には無効となります）。

中国、韓国の海外連携大学の事業責任者は、別添の様式（Joint Application Form for the CAMPUS Asia Plus/CAMPUS Asia）を、それぞれの国の審査機関に提出することになっています。三カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請が無効となりますので注意してください。

申請期間の最終締切日は三カ国で共通ですが、中国及び韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの国の実施機関において定めることとなっており、我が国と異なる場合があります。詳細については、各国の事業責任者を通じて各国の実施機関に確認してください。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

選定された事業において、本プログラムの補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行

うこととしています。本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。

本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠として措置される予定です。対象人数は選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定します。資格要件等は一般枠と同様です。

毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（2）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（3）補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成21年4月1日文部科学大臣決定）及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内

容等)について、原則として公表することとします。

新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

本プログラム選定後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、定期的な状況報告を受けることによって随時状況確認ができるような体制を確保し、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで、在留届(旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの)と同様に緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ず「在留届」を提出又は「たびレジ」に登録するよう指導してください。

派遣期間中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領及び事業内容、その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係
(大学の世界展開力強化事業担当)

電話：03 - 5253 - 4111 (内線3352)

FAX：03 - 6734 - 3385

ウェブサイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03 - 3263 - 1740

FAX：03 - 3237 - 8015

ウェブサイト：<https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

(2) スケジュール (P)

公募説明会	令和3年4月28日
公募締切	令和3年6月24日(木)～6月25日(金)
日中韓大学間交流・連携推進会議	令和3年9月上中旬
選定結果通知	令和3年9月頃
交付内定(事業開始)	令和3年10月頃

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
- 大学教育再生戦略推進費 -

令和3年度予算額(案) 128億円

世界をリードする教育拠点の形成	
卓越大学院プログラム	60億円
革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
知識集約型社会を支える人材育成事業	5億円
Society5.0に対応した高度技術人材育成事業	3億円
大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2億円
持続的な産学共同人材育成システム構築事業	3億円
大学教育のグローバル展開力の強化	
スーパーグローバル大学創成支援事業	33億円
大学の世界展開力強化事業	10億円
- アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(3億円)
- アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
- 日-EU戦略的高等教育連携支援	(2億円)
- COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(2億円)
- ロシア、インド等との大学間交流形成支援	(2億円)
先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
先進的医療イノベーション人材養成事業	8億円
- 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(2億円)
- 医療データ人材育成拠点形成事業	(2億円)
- 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン	(5億円)
大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	3億円
- 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(3億円)
- 基礎研究医養成活性化プログラム	(1億円)

補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象プログラム)

令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) に実施した事後評価の結果により、令和 3 年度 (2 0 2 1 年度) に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 26 年度 ~ 28 年度	大学教育再生加速プログラム
平成 27 年度	地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業 (中南米等との大学間交流形成支援)

令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) に実施した中間評価の結果により、令和 3 年度 (2 0 2 1 年度) に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援事業
平成 30 年度	大学の世界展開力強化事業 (COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援)
平成 30 年度	Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (未来価値創造人材育成プログラム (a) 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト)
平成 30 年度	医療データ人材育成拠点形成事業
平成 30 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (テーマ : 精神関連領域、テーマ : 医療チームによる災害支援領域)

(別添3：経費の使途可能範囲)

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

【物品費】

「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70%を超えないでください。

「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍(学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。)、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費(事業主負担分)、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費(事業主負担分)等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注 にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当該事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

外注費は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記 「その他(諸経費)の委託費として計上してください。

「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等を開催する際の飲食に要する経費のうち、社会通念に照らして適切と認められるものに使用できます。例えば、飲料水、お弁当、食事に要した経費（アルコール類は不可）が挙げられます。

「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料 ¹、学生・教職員に係る安全管理・危機対応関係費、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。） ^{1、2}、委託費 ³などに使用できます。

また、他の大学機関等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故に要する経費（日本人学生の海外派遣、外国人留学生受入等に関する安全管理・危機対応上の経費は除く、災害の処理のための経費等。）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

1) 学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舎借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないでください。

2) 交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

3) 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。

(別添4)

ASEAN+3 学生交流及び流動性に関するガイドライン(仮訳)

1. ビジョン

ASEAN+3 各国は、次世代のための学生交流とバランスのとれた流動性の更なる促進を通じて、域内の相互理解、平和、発展を目指す。

2. 目的

ASEAN+3 学生交流と流動性に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)は、質保証を伴う学生交流のための基本的枠組みを提供し、ASEAN+3 各国の高等教育制度の発展促進を目的とする。

ガイドラインは、ASEAN+3 域内の学生交流とバランスのとれた流動性を促進するための関連プログラム(以下、「プログラム」という。)への参照文である。

各国は、ガイドラインの使用を促進するための可能な支援策を開発するよう促される。

3. 参加

各国は、ガイドラインを大学及びその他の高等教育機関に周知すべきである。

ASEAN+3 の国がガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際には、政府、政府に指名された主体又はその両方において担当が指名されるべきである。

大学又はその他の高等教育機関がガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際には、上記担当はその機関を是認すべきである。

政府、政府から指名された他の主体又はその両方及び参加機関は、ガイドラインの全ての文言に従うよう促される。

4. 学生交流及び流動性

ASEAN+3 域内で学生交流プログラムを作成し運営する際は、下記の項目が考慮されるべきである。

4.1 学習期間及びプログラムの種類

ガイドラインのもと、学生交流の学習期間及びプログラムの種類は、以下のとおり分類される。

4.1.1. 学習期間

- (a) 3か月未満
- (b) 3か月以上6か月未満
- (c) 6か月以上12か月以下
- (d) 12か月より長期間

4.1.2. プログラムの種類

- (a) 学位取得型
- (b) 単位取得型
- (c) その他

4.2 学生のレベル

学部又は大学院レベル

4.3 言語

望ましい教授言語は英語であるが、その他の言語も可。

4.4 学問分野

学問分野は、連携機関双方の希望、状況及び合意に基づき、連携機関の間で決定されるべきである。分野は限定されないが、便宜上以下のとおり分類される。

- (a) 教育学
- (b) 人文科学，芸術
- (c) 保健と福祉
- (d) 社会科学，商学，法学
- (e) サービス
- (f) 工学，製造，建築
- (g) 生命科学
- (h) 物理科学
- (i) 数学と統計学
- (j) コンピューティング
- (k) 農学
- (l) その他

4.5 参加学生の選定

学生の選定基準は、派遣大学と受入れ大学との間で作成され合意されるべきである。バランスのとれた流動性が望ましい。

5. 単位及び単位互換制度

参加国と大学との合意に基づいて、派遣大学はアジア太平洋大学交流機構（UMAP）の単位互換制度（UCTS）、ASEAN 単位互換制度（ACTS）、ヨーロッパ単位互換制度（ECTS）といった国際的に認識されている単位互換制度にしたがって、単位互換できる制度を整えることが促される。受入れ機関での取得単位は、派遣機関で認定されることが促される。

6. 質保証

6.1 政府

各国の政策のもと、参加国の政府は質保証を伴う学生流動性を促進し、自国の質保証機関に ASEAN+3 内の関連機関との情報交換及び協力を行うよう促すべきである。

6.2 大学又は学習プログラム

大学、学生交流のための学習プログラム又はその両方は、認証機関及び評価機関によって公的に適格認定され、評価を受けることが促される。

7. 費用及びその他の責任

資金及びその他の支援は、関係者、政府、大学、その他の関係機関全体で下記の原則のもと考究される。

7.1 資金

参加学生への資金援助は、下記の項目に限定されないが、学生交流プログラムの種類（例えば、政府予算のプログラムか、機関レベルの任意の学生交流プログラムか）、関係者の能力及び条件

に基づいて考究されるべきである。政府は、大学及び関連機関が自国の政策の下で下記の支援を行うよう促すべきである。

派遣国（政府，大学，その他関係機関）

- ・受入れ国への渡航費の援助
- ・国際的な健康保険の提供
- ・滞在費の支給

受入れ国（政府，大学，その他関係機関）

- ・授業料の免除
- ・奨学金，研究費又はその両方の提供

7.2 学生支援

学生支援は、下記の項目に限定されないが、関係者の能力及び条件に基づいて考究されるべきである。政府は、大学及び関連機関が自国の政策の下で下記の支援を行うよう促すべきである。

派遣国（政府，大学，その他関係機関）

- ・奨学金，研究費又はその両方に関する情報の提供
- ・出発前の学生向けオリエンテーションの実施

受入れ国（政府，大学，その他関係機関）

- ・学習プログラム，入学条件，登録手順，学事暦といった必要情報を英語でウェブサイトに掲載
- ・留学生向けハンドブックの作成
- ・滞在ビザ取得のための支援
- ・出発時及び到着時の送迎手配
- ・到着後の学生向けオリエンテーションの実施
- ・住居を探すための支援
- ・基本的医療の提供
- ・留学生向けのバディ・チューター制度及び留学生向け国際アドバイザー制度の創設

8. モニタリング

毎年 ASEAN+3 教育分野高級実務者会合に合わせて運営委員会を開催する。

各国は、国内のプログラムをモニターし、統計データ，優良事例，学生のレポートを含む関連情報を集めるよう促される。

上記の情報は、各国の法規及び状況に基づいて、2年ごとに開催される ASEAN+3 教育大臣会合に報告されるとともに、ユネスコ「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の条文に基づき設立される各国の国内情報センターといったウェブサイト，その他政府に指定されたウェブサイト又はその両方で提供される。

留意事項

更に次の成果が期待される。

- ・「単位互換制度の比較表を含む留学証明のためのガイドライン」を ASEAN+3 域内で作成。
- ・学業成績及び学事暦といった ASEAN+3 各国で異なる制度に関する比較表の作成。
- ・各国の学生交流に加え、研究者、教員、職員の一層の国際交流促進。

このガイドラインの正本は、平成 28 年 5 月 26 日 ASEAN+3 教育大臣会合決定の英文であり、上記は事務局による仮訳である。

ASEAN+3 学生交流のためのガイドライン (和訳/Draft)

1. ビジョン

ASEAN+3 各国は、更なる次世代の学生交流の促進を通じて、域内の相互理解、平和、発展を目指す。

2. 目的

ASEAN+3 学生交流のためのガイドライン (以下、ガイドライン) は、質保証を伴う学生交流のための基本的な枠組みを提供し、ASEAN+3 各国の高等教育制度の発展を促進する。ガイドラインは適切な ASEAN+3 各国の学生交流プログラム (以下、プログラム) への参照文である。

各国はガイドラインに基づくプログラムの促進への可能な支援策を開発するよう促される。

3. 参加

各国はガイドラインを大学やその他の高等教育機関に周知する。

ASEAN+3 各国が、ガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際には、政府、あるいは政府に指名された主体が責任者を立てることとする。

大学その他の高等教育機関がガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際に、責任者はそれらの機関を推奨しなければならない。

政府 (また / あるいは政府から指名された他の主体) と各国の参加する高等教育機関はガイドラインの全ての文言を遵守するよう求められる。

4. 学生交流

ASEAN+3 の学生交流プログラムを作り運営する上で、下記の項目を参照の上、規定されたい。

4.1 学習期間

ガイドラインのもとでの学生交流の学習期間は以下のとおり分類される:

1. 学習期間

- (a) 3ヶ月未満
- (b) 3ヶ月以上6ヶ月未満
- (c) 6ヶ月以上1年以下
- (d) 1年より長期間

2. プログラムのタイプ

- (a) 単位取得型
- (b) 学位取得型
- (c) その他

4.2 対象学生

学部生あるいは院生

4.3 学習言語

主な言語は英語であるが、その他の言語も可。

4.4 学問分野

学習分野は限定されないが、以下のとおり分類される。派遣・受入れ側双方の希望、その状況や合意に基づき、プログラム毎に決定される。

- (a) 教育
- (b) 人文科学, 芸術
- (c) 保健・福祉
- (d) 社会科学、商学、法学
- (e) サービス
- (f) 工学、製造・建築
- (g) ライフサイエンス
- (h) 物理学
- (i) 数学・統計
- (j) コンピューティング
- (k) 農学
- (l) その他

4.5 学生の選定

学生の選定基準は派遣・受入れ大学によって行われ合意される。バランスが取られることが望ましい。

5. 単位と単位互換制度

各国と各大学の合意に基づいて、派遣大学はアジア太平洋大学交流機構(UMAP)のUMAP、ACTS、ECTSといった国際的に認識されている単位互換制度に照らして、単位互換できる制度を整えることが求められる。受入れ大学によって認められた単位は参加国と参加機関で相互に認定される必要がある。

6. 質保証

6.1 政府

各国の政策のもと、参加国の政府は質の保証を伴った学生交流を進め、質保証機関に ASEAN+3 の関連機関と情報交換と協力を行うよう促す。

6.2 大学 / 学習プログラム

大学また / あるいは学生交流プログラムは受入れ国の認証評価機関や外部評価機関によって公的に認証され、外部評価を受けなければならない。

7. 資金とその他の責任

資金とその他の支援は参加主体、政府、大学、その他の関係機関によって下記の原則のもとで決められる。

7.1 資金

参加学生への財政援助は、下記の項目に限定されないが、学生交流プログラムの性質（例えば、政府の予算によるプログラムか、機関レベルの任意のプログラムか）や実施主体の能力や条件に基づいて決められる。政府は大学の関連機関が各国の政策の下で下記の支援を行うよう促す。

派遣国（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 渡航費
- ・ 健康保険
- ・ 毎月の滞在費

受入れ国（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 授業料免除（受入れ人数と派遣人数のバランスが取られているときに限る）
- ・ 奨学金また / あるいは研究費

7.2 学生支援

学生支援は、下記の項目に限定されないが、実施主体の能力や条件に基づいて決められる。政府は大学の関連機関が各国の政策の下で下記の支援を行うよう促す。

派遣大学（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 奨学金また / あるいは研究費に関する情報
- ・ 出発前の学生向けオリエンテーション

受入れ大学（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 留学プログラム、登録条件、学事暦といった事前に必要な情報を英語でウェブサイトに掲載
- ・ 留学生向けハンドブックの作成
- ・ 滞在ビザ取得のサポート
- ・ 出発時と到着時の送迎
- ・ 宿舎の手配
- ・ 医療サービスの提供
- ・ 留学生向けの相談員 / チューター制度 / 国際アドバイザーの配置

8. モニタリング

毎年 ASEAN+3 教育分野高級実務者会合に合わせて運営委員会を開催する。

各国は国内のプログラムをモニターし、統計データ、主な優良事例、学生のレポートを含む関連情報を集めるよう求められる。

上記の情報は各国の制約や状況に基づいて、ASEAN+3 教育大臣会合に、またユネスコ「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の条文に基づいて設立が求められている国内情報センター等のウェブサイトを通じて報告される。

留意事項

更に次の事柄が更に期待される

- ・ ASEAN+3 の単位互換制度の比較表を含む留学証明のためのガイドラインの作成。
- ・ 成績評価と学事暦といった ASEAN+3 各国で異なる制度に関する比較表の作成。
- ・ 各国による、学生交流に加えた、研究者・教職員の交流の促進。

ASEAN+3 留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関する

ガイドライン

1. ビジョン

ASEAN+3 加盟国は、次世代のための、質の保証を伴った学生交流や高等教育のバランスの取れた流動性の促進を通じた、地域内の相互理解、平和、そして持続可能な開発の達成を切望している。

2. はじめに

『ASEAN+3 留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」)』は、ASEAN+3 加盟国内でのバランスの取れた質保証を伴った学生交流の促進のために設計されたプログラム(以下、「プログラム」)の下で学習する交換留学生の「成績証明書及び(または)補足資料(以下、「成績証明書等」)」において提供されるべき情報を提言することを目的としている。

本ガイドラインの策定は、高等教育の流動性・質保証ワーキンググループの更なる成果として、第3回ASEAN+3教育大臣会合で承認された、『ASEAN+3 学生交流と流動性に関するガイドライン』において提案された。

本ガイドラインでは、一般的に1学年未満の期間で履修単位を取得することを目的として海外の大学で学んでいる学生を「交換留学生」と定義している。本ガイドラインに拘束力はないが、各国においては、本ガイドラインの利用を促進するために可能な支援方法を模索することが奨励されている。

3. 目標と期待される成果

派遣先大学は、すべての交換留学生に対して速やかに成績証明書等を提出しなければならない。派遣先大学は、ガイドライン次の点に留意して、本ガイドラインの“4 成績証明書等への記載が推奨される情報と、成績証明書及び補足資料の説明”に従って成績証明書等を発行するよう奨励されている。

- ・成績証明書等は、派遣先大学における学生の学習経験に関する、関係性と透明性の高い情報を提供するものであること。
- ・成績証明書等は、派遣元大学での学生の学修履歴の認証と可能な単位互換の認定をより速やかに行うことを可能にするものであること。
- ・その際、成績証明書等は、学生が公平に評価され、海外での学修履歴が認証されることを可能にするとともに、不合理な単位損失から学生を守ることができるものであること。これは、将来の交換留学生の意思決定にも寄与する。

これらの目的のために、派遣先大学は以下の項目を成績証明書等を含め、コース/科目内容の透明性と質を保証することが奨励される。

4. 成績証明書等への記載が推奨される情報と、成績証明書及び補足資料の説明

成績証明書等は、補足資料も含め、英語で書かれているか、派遣先大学と派遣元大学との間で合意された言語で書かれていることが望ましい。これらには以下の情報が含まれていることが望ましいが、内容は派遣先国の状況に応じて変更可能である。関連情報が含まれているシラバスを添付することで、他の書類の代替とすることも可能である。

番号	成績証明書等への記載が推奨される情報	項目の説明
セクション 1: 成績証明書等所持者についての情報		
1.1	氏名	学生本人の正式な姓及び名（パスポート、身分証明書等に記載されている氏名）を記載する。
1.2	誕生日	生年月日を記載する。
1.3	学生の教育段階	学部生・大学院生の別といった教育段階を記載する。
1.4	派遣元大学名及び国名	当該学生の派遣元大学の大学名及び所在国を記載する。
セクション 2: 派遣先大学での学習プログラムについての情報		
2.1	派遣先大学名及び国名	派遣先大学の大学名及び所在国を記載する。
2.2	派遣先の学部・学科・専攻名	派遣先の学部・学科・専攻名を記載する。
2.3	派遣先大学での学籍番号	学籍番号を記載する。これは派遣先大学で特定のプログラムを履修している学生個人を特定するものである。
2.4	履修プログラム名	履修プログラムの正式名称を記載する。履修プログラムが大学間協定等に基づくものであれば、その協定等の名称も記載する。
2.5	プログラムの期間	プログラムの公式な履修期間（何週間あるいは何ヵ月という単位）を記載する。これは、プログラムの開始日時及び終了日時を、中間に休暇がある場合はその情報も含めて、示すことで対応できる。
2.6	講義での使用言語	プログラムで使用され、学生評価に利用された言語を記載する。
セクション 3: 内容と得られた成果に関する情報		
3.1	コース名 / 科目名	学期編成に関する情報と共に、履修したコース名 / 科目名を記載する。
3.2	コース / 科目の種類	履修したコース / 科目の種類（講義、実習、フィールドワーク等）を記載する。
3.3	成績	プログラムの各コース / 科目で（学生が）実際に得た成績のリストを記載する。該当する場合は、コース / 科目が必修・選択のどちらであることを明記す

		る。
3.4	単位数	コース/科目の履修により取得できる単位数を記載する。
セクション4. 単位制度と成績評価の方法		
4.1	学修量(該当する場合)	教室での授業時間数と、宿題、試験の準備、レポートの作成など、学生が教室外で費やす自習時間数の合計時間を学修量として記載する。 関連する国の規則がある場合は、それについても言及する。
4.2	授業時間数(実習・実験等を含む)	学生が授業に出席する時間などの、正確な授業時間数を記載する。リーディング・ウィーク(試験準備期間)と期末試験週の学習時間は除外する。 関連する国の規則がある場合は、それについても言及する。
4.3	成績評価の方法と合格/不合格の明確な基準	成績評価の方法と合格/不合格に関する情報を記載する。例えば、それぞれの成績が100点満点の場合どの程度の点数に該当するか、及び合格のための最低条件(例えば50点)等を記載する。
4.4	単位互換制度(該当する場合)	AUN-ACTS、UCTS、ECTSなどの国際単位互換制度を活用している場合は明記する。
4.5	その他の関連情報	単位制度や成績評価の方法に関する特記事項(評定の意味や、絶対評価制度か相対評価制度かについてなど)
セクション5. 補足情報(該当する場合)		
5.1	学習成果	学生がコース/科目を通じて達成した学習成果を記載する。シラバスなどに学習成果に関する情報が含まれている場合(強く推奨)は、この項目を省略できる。
5.2	インターンシップの経験	該当する場合(大学に情報がある場合は)、組織名、種類、期間、活動頻度を記載する。
5.3	奨学金	該当する場合(大学に情報がある場合は)、奨学金の名称と寄付者/創設者を記載する。
5.4	派遣先大学の種類	国立、私立といった大学の種類について記載する。
5.5	派遣先大学の認証評価状況に関する情報	最新の認証評価の年/月と、それを担当した認証評価機関の名称を記載する。
5.6	その他の関連情報	キャンパス情報、学位の授与、学生の語学能力など、記載できる追加情報があれば記載する。
セクション6: 成績証明書が正式なものであることの証明		
6.1	日付	成績証明書が発行された日付を記載する。この日付

		は学習プログラムが終了した日と同じである必要はない。
6.2	署名	学籍担当職員、学部長、事務局長など、成績証明書を証明する担当者の氏名を記載し、署名する。
6.3	公印	成績証明書が本物であることを証明するための派遣先大学の公印を押印する。
6.4	連絡先	派遣先大学の連絡先を記載する。
補足		
派遣先大学で受講するコース/科目のシラバスを添付することを強く推奨する。紙の文書又は(ウェブサイトの)リンクのどちらでも構わない。 シラバスの情報は、コース/科目の責任者が作成した書簡など、他の手段で補完することができる。		

参考文献

- UNESCO (1997), Diploma Supplement.
- Malaysian Qualification Agency (2007), GUIDELINES: Malaysian Qualification Statement (MQS),
- ASEAN University Network, ASEAN University Network Student Mobility Transcript of Record

参考1：単位互換制度の換算表

単位互換制度には、ASEAN 単位互換制度 (AUN-ACTS: Asian Credit Transfer System by ASEAN University Network)、UMAP 単位互換方式 (UCTS: UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific) Credit Transfer Scheme)、欧州単位互換制度 (ECTS: European Credit Transfer and Accumulation System)、ラテンアメリカ単位証明制度 (CLAR :Latin American Reference Credit)、単位累積互換方式 (CATS :Credit for Accumulation and Transfer Scheme) など様々な種類がある。

加えて、アジア単位互換枠組 (ACTFA: Academic Credit Transfer Framework for Asia) のように、既存のシステムの間で適用できるような単位互換枠組も開発中である。下記の互換表は、これらの異なった単位互換制度の比較の際の参考として有用である。

国・地域と制度	【アジア(ACCs*1)】 ACD-ACTS, AUN-ACTS *2, UCTS	【米国】	【ヨーロッパ】 ECTS*4	【ラテン カ】 CLAR*4
単位換算	1 credit point	1credit	1.5 ECTS	1.5 CLAR
学生の学修量	38-48 hours *3	45 hours *3	37.5-45 hours	37.5-45 h
授業時間数 (学術的規則上の 1 時間若しくは単位時間を単 位とする)	13-16 *3	15-16 *3	-----	-----

*1: アジア学術単位 (AACs) は、堀田他 (2010) による『ACTS(ASEAN Credit Transfer System)と各国の単位互換に関する調査研究』に基づいたアジアの学術界に存在する単位(互換)制度を包括的に理解するための仮の概念である。

*2: AUN の ACTS スキームの中で、協定大学は、合意された「全ての提案されたコース/科目の学習成果」と学習合意文書に基づき、学生の単位互換を行う。

*3: 学修量には、教室での授業時間数と自習時間が含まれている。

*4: 1ECTS=1CLAR=25~30 時間の学修量

参考2: 交換留学生用成績証明書(例)

項目1: 成績証明書所持者についての情報

1. 氏名	2. 生年月日
Asia Anne GREEN	2000/7/23
3. 学生の教育段階	4. 派遣元大学名及び国名
学部生	東南アジア大学、タイ

項目2: 派遣先大学での学習プログラムについての情報

1. 派遣先大学名及び国名	2. 派遣先の学部・学科・専攻名
APT大学、フィリピン	経済学部
3. 派遣先大学での学籍番号	4. 履修プログラム名
AG1122023	APT大学と東南アジア大学との大学間交流協定に基づく交換留学プログラム
5. プログラムの期間	6. 講義での使用言語
2016/6/14 ~ 10/14 (1学期)	英語

項目3: 内容と得られた結果に関する情報

1. コース名	2. 種類	3. 評価	4. 単位数	学期/期間
マクロ経済(必修)	講義	A+	3	1学期
アジア経済史(必修)	講義	B	3	
国際化と教育(選択)	講義	A	3	

2016/2017 学年歴 1学期

2016/6/14 ~ 2016/10/14

2016/2017 学年歴 2学期

2016/12/14 ~ 2017/4/14

この項目に記載される情報は、各国の法令等に基づき変更可能

項目4: 単位制度と成績評価の方法

1. 学修量	2. 授業 / 学習時間数
学修量は、1単位につき48時間 (比率 講義1:自習2) これは国の規則で定められている	授業時間は、1単位につき16時間 これは国の規則で定められている
3. 成績評価の方法と合格/不合格の明確な基準	
A: 秀 90-100%、B+: 優 80-89%、B: 良 70-79%、C+: 可上 60-69%、C: 可 50-59%、F: 不可 50%以下	
4. 単位互換制度	
UMAP単位互換方式	
5. その他	
特になし	

項目5：追加情報（該当する場合）

1. 学習成果
別添、コース/科目のシラバスを参照のこと シラバスが使用できない場合 [アジア経済史] アジア経済発展の軌道を理解する。経済理論の適用して、アジアの経済成長の源泉を理解する。
2. インターンシップの経験
2016年7月から2か月間、週に1回、マイクロファイナンス機構でインターンシップを実施。
3. 奨学金
2016年10月にAPT大学から300USDの最優秀学生（学期）奨学金を受賞した。
4. 派遣先大学の種類
私立大学
5. 派遣先大学の認証評価状況に関する情報
APT大学は2015年4月にフィリピンの国立認証機関から認証を受けた。
6. その他
2016年9月には、週に1回、「こどものための国際援助」と協力してボランティア活動を行った。

項目6：成績証明書の公的証明

日付

署名

2017/8/15

Plums Asean

Plums Asean

Dean of the Department of Economics

公印



APT大学

住所：20 Angela Blvd. Metro, Manila, Philippines

Tel：+63(0)2-567-8910

この書類は、学籍担当職員、学部長、又は事務局長の署名及び、機関の公印がない限り有効ではない。

コース名: 国際化と教育 / ジョン・グリーン	
<p>コースの目的 / 概要</p> <p>本コースは、フィリピンの国内外における学校教育の現状、特に教育分野における国際化の影響のもとでの現状について、理解を深めることを目的とする。持続可能な社会の推進と実現に教育がどのように貢献できるかについて特に注目しつつ、学校教育について理論的、制度的、実践的な側面から議論を行う。</p> <p>*キーワード: 国際化、持続可能な開発のための教育 (ESD)、学校教育</p>	
国際化と教育	
学期	第1学期
開講時限	火曜日1限目、金曜日2限目
単位数	3単位
対象年次	2、3年次
他学部生の受講の可否	可
教室	A棟 / 201号室
講義言語	英語
授業形態	講義
スケジュール	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本コースの紹介 2. 国際化と教育 3. 国際教育ネットワークと言説 4. 教育の国際モデルと国際機関 5. 持続可能な開発のための教育(ESD) 6. 現地における教育の背景と人々の国際的な流動性 7. まとめ
授業方法	各学生は課題図書を選択しクラスで発表を行う。発表を基に、課題図書で挙げられている諸問題に関する議論を行う。また、各学生は予習としてそれぞれの課題図書に関する小論文を執筆する。
評価方法	最終レポート (30%)、教室での発表 (30%)、課題図書に関する小論文 (20%)、教室での議論への参加・貢献度 (20%)
必須教科書	Chris Smith (2011) Globalization of Education. Kuala Lumpur: Future
参考文献	講義内で指示
受講にあたっての留意点	議論への積極的な参加が期待される。
コースに関するホームページ	https://u-apt.ac.ph/en/index.html
その他	受講前にコースに関するホームページを確認すること。
研究室連絡先	+63-90-1234-5678
E-mail アドレス	johngreen@u-apt.ac.ph